

大正期大阪築港埋立地における産業誘致

伊藤 敏 雄*

要 旨

本稿は、主に、大正期に大阪市が大阪港発展のために築港埋立地にいかなる産業を誘致しようとしていたのかを明らかにすることを目的とする。

大阪市は、大正6年（1917）には、新千歳町地先埋立地に工場地帯、木津川左岸埋立地の陸軍用地の残余に造船地帯、そして築港埋立地の南恩加島町地先に造船業による「大工業地」を造成する計画等を立てており、第一次世界大戦を契機に、特に造船業を誘致しようとしていたことが分かった。同市港湾部長の直木倫太郎は、出入船舶の修繕をする船渠建造などを重視して築港埋立地の使用許可を与え、その修繕能力により、大阪港の港湾機能を強化することも目指していた。それに関して、大阪市は、柔軟に賃貸料を設定しており、企業の誘致とその発展を促し、大阪港ひいては同市の発展を企図していたことが判明した。

キーワード：産業誘致、工業地域、大阪港

1. はじめに

戦前期大阪の産業発展における地方公共団体の役割を捉えることを目的に、伊藤（2020）では、大正・昭和初期の大阪築港埋立地の土地利用状況を明らかにし、それを都市計画の観点から分析した。しかし、そこでは、住居・商業・工業の各地域の配置を水運との関わりにおいて述べたに過ぎず、港湾事業や都市計画事業の主体である大阪市によって、いかにそれが行われたのかは十分に考察できなかった。大正5年（1916）2月に、同市港湾課長

* 京都女子大学 非常勤講師

田川正二郎が、埋立地の貸下げについて、追って方針を発表すると述べていたことを示したものの、その後の具体的方針などは明らかにできなかったのである。すなわち、同市がどのように築港埋立地を提供し、また産業の発展を企図していたのかという問題は解明されておらず、本稿では、とりわけ工業との関わりについて検討していくこととしたい。

それに当たっては、大阪市港湾部長直木倫太郎¹⁾(表1)に焦点を当て、同人の大阪市会の答弁等から、いかに築港埋立地を貸し渡し、いかなる産業を誘致しようとしていたのかを、次のように考察することとする。第1に、大阪市による築港埋立地の貸渡し方針について、東京市と比較して述べる。第2に、南恩加島町地先の築港埋立地への出願に対して、直木が許可を与えた理由を示す。第3に、埋立地の貸付けに関する大阪市の賃貸料金の設定方法と随意契約の問題点等について述べる。ここまでは、主に南方埋立地における南恩加島町の埋立地の貸渡しについて取り扱うが、第4に、新千歳町地先埋立地において、重工業以外への土地の貸与でも、直木が主導的役割を果たしていたことを示す。

2. 大阪市による築港埋立地の貸渡し

考察に当たり、まず、直木が大阪港の港域をどのように捉えていたのかを、大正10年(1921)に新聞紙上に発表された、同人による叙述から示しておこう。この冒頭部分で、直木は、「我大阪市内を縦横に貫き流る、数十の

河川と、その凡てを併せ呑むで大きく膨むこの港の活きた使命は実は全くこれからである」としており、大阪港と市内河川・運河を一体的に捉えていたことが分かる。そして、築港が河川舟運に及ぼした影響について次のように述べている²⁾。

殊にこの築港の真価は只単に埠頭地附近に大船を出入せしめ得たこと許りではない。あの安治川口が多年天保山沖の難所とまで謡はれて殆ど船らしい船の出入に適しなかつたものが今では殆ど市の中心とも云ふべき端建蔵橋近くまで安治川筋を安々と日々二十艘近くの千噸級船を自由に上下せしむると云ふ他都市に見られぬ利便を贏ち得たことも、畢竟この港の築造に伴ふ南北二突堤の包囲によつてこの河口の安全を確保し得た結果たることを忘れてはならぬ。近来尻無川を頓に活気付かせたのも亦固よりこれが為めではないか。木津川、正蓮寺川をもやがて相次いで新しい活躍の首途に立たさうとするのも亦全くこれが為めではないか。この四大川を水運の大動脈として持つ大阪市が近來益々市内大小数十の河川運河を喚び活し、その銘々の利用を極度にまで充実せしめんと図るも亦遂にこの安全なる築港の抱擁あるが為めではないか。

ここからは、直木は、今後の正蓮寺川と木津川の港内取込みをも視野に入れつつ、築港が埠頭での大船出入だけでなく、他都市にはない市内河川の利便性と安全性を向上させ、その利用を活発化させたとの認識を示していることが分かる。すなわち、同人は、河川・運河と港湾の一体化による大阪市の産業発展

1) 明治32年(1899)東京市に奉職、内務技師を経て、大正6年(1917)、大阪市に招ぜられ大阪市港湾部長に就任し、同12年帝都復興院技監に招聘されるまで務めた。この間、大阪市区改正部長(大正7年就任)、大阪市都市計画部長(同9年就任)を兼任し、今日の大阪市発展の基礎を築いた(直木(1980)418・424頁)。

2) 神戸大学経済経営研究所新聞記事文庫(1921)。

を図ろうとしていたのであった。

以上を踏まえ、河川と港域に留意しつつ、築港埋立地の貸渡しについて検討していこう。この点について直木は、東京市と対比して大阪市の方式を次のように述べている³⁾。

東京市は隅田川口の浚渫に志て当時六尺の水深しかなかつた^{みおろし}濬筋を十二尺に深めた、同時にその浚渫土砂をば巧に利用して一挙に三十五万坪の埋立が出来た。それは引続いて件の濬筋を十八尺深に、次では二十四尺深にも浚へ続けて行きたい為めの理事者の腹案から生れた初歩の仕事であつたが。差詰め下水道改良事業の資金に窮した揚句が折角の埋立地も大方坪四十円未満で奇麗サツパリと売飛ばしてしまつた。江戸ツ子肌の小気味よい所は恐らくその辺が落であらうが。さる代りもうあの辺を浚渫して港らしい設備を築かんにも、それから生るゝ甘汁は寧ろあの埋立地を買取つた人達にのみ吸はれて仕舞はねばならぬ
市が背後の土地を持たずに船付場許りを矢鱈作つた処でその利得が或限られたる民間の手合にのみせしめらるべき段取では今更何の張合があらう。…(中略)…当初の大阪築港費千八百万円の公債償還の為にだもいまだに毎年二十五万円づゝの土地を売払ふべき算盤を立てゝ居ながら未だ一坪の土地さへ左右なく売らんとはせず、随分ひどい工面の中から無理にも今日までの二十五箇年を持こたへて来たこの見識が、それが贅六式だと云ふならば即ち世に贅六式程尊重すべきものがあらうか。

これによれば、直木は、東京市は下水道改

良事業の資金に窮して埋立地を売却したため、船付場などの公共施設がもたらす便益は同地を購入した民間の者のみが享受することになるとしていることが分かる⁴⁾。一方、大阪市は、築港費の公債償還のために、毎年25万円ずつの土地を売却する計画を立てながら、いまだ土地を売却していないというのであった。

例えば、大正6年(1917)5月の大阪市会の「議案第九十三号築港埋立地貸渡二関スル件」における記述には、「直木港湾部長ハ曩ニ政府ヨリ使用ノ許可ヲ受タル南恩加島町地先埋立地ニ三ヶ所ノ工場ヲ設置スル目的ニテカ借用ヲ申込来レリ乃チ一ヶ月五銭以上十銭ノ範囲内ニ於テ適宜料金ヲ定メ貸付ント欲スト説明シ」とあることから、直木自らが、それに関わっていたことが分かる。「三ヶ所ノ工場」の出願者(括弧内は使用目的・面積)とは、電気製銅株式会社長谷川銈五郎(電気製銅工場・約7,500坪〔2万4,750.0㎡〕)、京都坩堝株式会社磯野良吉(黒鉛坩堝及耐火製品製造工場・約5,200坪〔1万7,160.0㎡〕)、久保田権四郎(機械及鋳物製造工場・約2,800坪〔9,240.0㎡〕)であり、直木の要求は7名の委員に付託の後、「異議ナク原案ガ是認」された⁵⁾。但し、後述するように、以後は、公平性や適正な賃貸料の水準等が議論されるようになり、直木の主張が容易に認められていくわけではなかった。

前述のように、大阪市は、築港埋立地を貸し渡す方針としていたが、これについては、同市は陸軍省による陸軍用地の徴発という問

3) 神戸大学経済経営研究所新聞記事文庫(1921)。大阪港の臨港埋立地の賃貸などについては、大阪市港湾局編(1961)283-306頁を参照。

4) 直木は、東京市に在職中、河港課長兼下水改良事務所工務課長、土木課長等を歴任しており、それらの経験が大阪市の港湾事業等に活用されたといえる(直木(1980)418・421-423頁)。

5) 大阪役所編(1921)197-198・219頁。1坪=3.3㎡で計算した。

題を抱えていた。以下では、「陸軍省用地決定並に大阪築港計画」に関する用務を帯びて上京し、大正6年(1917)7月3日に帰阪した直木による「土産談」から、この経緯について見ていくこととする。それによれば、陸軍省は、初め埠頭地において10万坪(33万0,000.0㎡)を徴発する予定であったようであるが、日露戦時に、大阪市がそれに先立ち同地の使用权を得たため、実現しなかった。同省は第2案として南福崎町地先埋立地を主張したが、それも諸種の事情で叶わなかった。さらに第3案として、新千歳町地先埋立地において、陸軍用地を徴発しようとしたが、これもまた「大阪市より将来工場地帯たらしめんと欲すれば悲哀願した」結果、ついに「木津川運河左岸」において徴発することを余儀なくされたようである。直木は、「是等は市として全く前任者の功労たるべし」と述べている⁶⁾。この間に大阪市が策定した計画については詳らかでないが、前任者とは、表1から、関一

であったことが分かる。

最終的に、陸軍用地は「木津川左岸埋立地」に決定されるが、直木の帰阪までに、徴発の場所は決定しなかった。同人は、「木津川左岸埋立地約三十万坪の使用権は陸軍用地の決定次第内務省より許可さるべき段取にて該埋立地の残余を以て造船地帯たらしむべき計画なり」と述べている。これらからは、大阪市が築港埋立地において、新千歳町地先埋立地を工場地帯に、また木津川左岸埋立地の陸軍用地の残余を造船地帯にする計画を策定していたことが分かる⁷⁾。

3. 大阪市による土地利用計画

前述のように、直木は陸軍省用地の決定後、木津川左岸埋立地に造船地帯を建設する計画を立てていたことが分かったが、次に、この目的、賃貸料金の決定方法などについて明らかにしていこう。それに当たり、以下にまず、大正6年(1917)8月20日提出の議案

表1 明治～昭和初期における大阪市の歴代港湾部長(築港事務所長・港湾課長)

期間	役職名	氏名
明治30年10月～明治36年2月	築港事務所長	西村捨三
明治36年2月～明治38年7月	築港事務所長	鶴原定吉
明治38年12月～明治42年12月	築港事務所長	山下重威
明治43年8月～明治44年3月	築港事務所長	植村俊平
明治44年3月～大正3年1月	港湾課長	田川正二郎
大正3年1月～大正4年5月	港湾部長	小林重威
大正4年5月～大正6年1月	港湾部長	関一
大正6年1月～大正12年9月	港湾部長	直木倫太郎
大正12年10月～大正13年4月	港湾部長	有田邦敬
大正13年4月～大正15年6月	港湾部長	坂出鳴海
大正15年6月～昭和4年3月	港湾部長	横山徳太郎
昭和4年3月～昭和4年4月	港湾部長	瀧山徳良一
昭和4年4月～	港湾部長	近藤博夫

出所) 大阪役所港湾部編(1929a)154頁より作成。

6) 神戸大学経済経営研究所新聞記事文庫(1917)。築港工事に関する内務省の許可条項には、埋立地竣功の上は安治川以南の10万坪(33万0,000.0㎡)を陸軍用地として提供するとの一項があり、大阪市は、埠頭大棧橋付近2,000坪(6,600.0㎡)、八条通1万数千坪(3万3,000.0㎡以上、数千坪の部分は換算していない)、福町・鶴町地区8万坪(26万4,000.0㎡)を上地した(大阪市港湾局編(1961)290-291頁)。

7) 第一次世界大戦期の大阪市の造船業の様相については、沢井(2013)第2章を参照。

8) 大阪役所編(1921)342-343頁。

第二百二十九号（「議案第二百二十九号築港埋立地貸渡ニ関スル件」）を示す⁸⁾。

それは、西区南恩加島町地先の築港埋立地に関して、合資会社原田商行社長（出願者原田六郎）、株式会社旭造船所創立委員総代（出願者高山圭三、廣谷駒三）から、それぞれ約3万2,000坪（10万5,600.0㎡）、約4万7,000坪（15万5,100.0㎡）の土地を、「造船及之ニ附帯スル工場設置ノ目的ヲ以テ賃借方願出アリタルヲ以テ其筋ノ使用許可ヲ俟チ左記条件ニ依リ之ヲ承諾スルモノトス」というものである。その条件とは、「賃貸料ハ壹箇月壹坪金七銭以上金貳拾銭ノ範囲内ニ於テ適宜定ムルモノトス」、「賃貸期間ハ拾箇年トス但シ期間満了後本市ニ於テ差支ナキトキハ市長ハ市会ノ決議ヲ経テ更ニ継続スルモノトス」などであった。この議案の提出理由について、直木は、次のように述べている⁹⁾。

西区 恩加島町陸軍省ノ用地ヲ設定スル事ノ交渉遅延セル為メ市ハ未タ同町地先埋立ノ許可ヲ得ザルガ同地ハ埋立地トシテ最モ価値アルベシト雖モ近キ将来ニ於テ之ガ開拓ヲ見ンハ甚覺束ナキノ感ナキニ非リシガ最近会マ該埋立地ニ着眼シ埋立ノ許可アルヲ俟テ造船工場及之ニ附帯スル建物ノ敷地トシテ之ヲ使用セントノ出願アリスルハ市トシテ大ニ歓迎スベキ所ニシテ前例モナキニ非ルヲ以テ埋立ノ許可ヲ得バ直チニ之ヲ貸付スベク予約ヲ締結セン意味ノ下ニ本案ヲ提出シタル次第ナリ而モ此ノ出願宛モ動機トナレル如ク爾後申込続出ノ状態ヲ呈スルニ至レリ此ニ於テ劈頭ノ出願タル本案所載ノ出願人ヲシテ該埋立地使用ノ先鞭ヲ着

ケシメ以テ他方面開発ノ誘因ト為サント欲ス

これによれば、埋立地として最も価値がある南恩加島町地先は、陸軍省用地の設定交渉が遅延しているため、開発が覚束ない感もあった。そこに最近、埋立許可を待って造船工場及び附帯建物の用地に使用するという出願があった。これは、大阪市としては歓迎すべきところで、貸付けの予約を締結する意味において本案を提出した。この出願後、申込みが続出したこともあり、本案の出願人にこの埋立地使用の先鞭を着けさせ、他方面開発の誘因としたいとのことであった。

さらに直木は、下村栄次郎議員による「市ノ埋立地全体ニ属スル理事者ノ計画例セバ工場地、住宅地等選択方針ノ大要ヲ聴クヲ得ン」との発言を受け、次のように述べている¹⁰⁾。

今問題ニナリ居レル南恩加島町地先ハ木津川ヲ隔テ架橋ノ困難其他交通ノ不便ナル点ヨリ住居地トナスニ適セズ寧ロ大工場ヲ設置スルヲ得策ト信ズ而モ漸次港ノ中心ニ向フベキ方面ニ対シテハ住宅ヲ構造シ又水運良好ノ地域ニハ工場ヲ設ケ沿岸ハ貿易地帯トシテ上屋ヲ設ル等埋立地全般ニ対スル具体的計画ハ遠カラズ之ヲ一覽ニ供スルヲ得ベシ

これによれば、直木は、南恩加島町地先については交通事情等を考慮して工場地とすることが適切であるとしていた。また、埋立地全般に関しては、水運の便を視野に入れ、住宅・工場・貿易に分類して活用する計画を策

9) 大阪役所編（1921）343頁。

10) 大阪役所編（1921）343-344頁。同年の大阪市議員・市理事者の氏名は、大阪役所編（1921）の巻末（766-767頁）を参照。

定して一覧に供することを述べているが、これが、後の用途地域（住居・商業・工業・未指定）決定の際に追認されたと考えられる。

次いで直木は、金澤種次郎議員から「築港埋立地ハ予算ニ於テ年ニ一万坪即チ十年二十万坪ヲ売却スル予定ナルガ今日既ニ其ノ売却スベキ部分ヲ決定シ居レルヤ」と質問され、以下のように答えている¹¹⁾。

築港計画トシテハ年ニ一万坪ノ埋立地ヲ売却スル予定ナルモ従来理事者ノ實際ニ執リ来レル方針ハ今ニ於テ成ベク之ヲ売却^マヒズシテ先ヅ築港全体ノ発達ヲ図リ之ガ目的ヲ達成シタル後売却スルモ晩キニ非ズトシ乃チ築港諸般ノ経費ハ成ルベク内部経済ノ繰替ニ依テ之ヲ支弁スルコト、セルヲ以テ何等売却スベキ地域ヲ決定セズ之ガ決定ハ愈売却セントスル場合ニ於テスルモ可ナランカ

ここからは、年に1万坪（3万3,000.0㎡）を売却する計画はあるものの、市会理事者は、実際はなるべく築港埋立地を売却しない方針をとり、売却地域も築港全体が発展した後でも遅くないとして決定していなかったことが分かる。

4. 築港埋立地の賃貸料と随意契約

4-1. 賃貸料の設定

前章で述べた質疑は埋立地の賃貸の問題に移り、前野芳造議員は、本案の埋立地を貸し付けるのは「大工業地ト為スベク決定セラレタル結果ニ外ナラザルカ」と質問する。これ

に対し直木は「然リ」と答え、「他ノ方面ニ対シテハ未タ腹案定マラズ」とも述べている。また、前野は、「賃借出願人ニ就キ其企業ノ規模計画ヲ聴取シタリヤ」と問い、直木は「之ヲ聴取シタリ」と答えている。さらに同議員は「三万二千坪乃至四万七千坪ノ地坪ハ敢テ狭少^マト謂フ可ラズ出願者ハ果シテ之カ利用ヲ現実ニナシ得ベキカ予メ十分之ヲ確メタリヤ」と質問し、これを受けて直木は、以下のように述べている¹²⁾。

此ノ二個ノ出願ハ単ニ造船工場ヲ設ルニ止マラズ築港出入ノ船舶ヲ修繕スベキ船渠ヲ建造セントスルモノニシテ理事者トシテモ最モ此点ニ重キヲ置キ二個ノ出願書ノ趣旨ニ徴シ当該会社ノ内容等モ能フ限調査ヲ遂タリ

これらから、直木は、出願者が、築港出入船舶の修繕をする船渠を建造する点を重視して、事業計画等も審査したうえで、埋立地の使用許可を承諾したことが分かる。この議案の審議は、最後にこの埋立地の賃貸料金が適正であるかといった点に移る。

下村は、「理事者ノ説明ニ依レバ十ヶ年間ハ七銭乃至二十銭ノ範囲ニ於テ料金ヲ徴収ストノ事ナルガ惟フニ本市勢発展ノ顕著ナル恐ラク十年後ヲ俟タズ二十銭テフ本案ノ最高料金ヲ以テ尚且廉ニ過クトナスナキヲ保セズ此ノ地代ノ金利ハ如何ナル割合ヨリ算出セルヤ」と質問し、より明確に「賃貸料ハ一坪ノ地価ニ基キ算出スルモノナリ敢テ其算出ノ割合ヲ聴クヲ得ン」と述べている。これに対し、直

11) 大阪市役所編（1921）344頁。

12) 大阪市役所編（1921）344～345頁。

13) 大阪市役所編（1921）345頁。

木は、「地価ヲ一坪四十円ト假定シ金利ヲ六分ト見積レバ一ヶ月二十銭トナルベシ即地価一坪四十円ト見積レリ」と答えており¹³⁾、同人は、技術面だけでなく、経済面にも通じていたことが分かる。この賃貸料が港湾経営に大きな影響を及ぼすことは、以下の橋本半兵衛議員の発言から見て取れる¹⁴⁾。

本案ノ賃貸料ヲ廉ニ過クトスルノ説ナキニ非ルモ本員ノ所見ヲ以テスレバ寧口稍不廉ニ過サルカノ疑ナキニ非ズ今日之ヲ売却セバ一坪四十円乃至五十円ニ売レ行カザルニ非ルベキモ苟モ新ニ土地ヲ開拓セントスル者ハ何等カ利益ヲ見ルニ非レバ之ヲ敢テスルモノニアラズ此種ノ着眼者ニハ築港繁栄ノ見地ヨリ成ベク賃料ヲ廉ナラシメザル可ラズ往年本員ノ市會議員タリシトキ築港ノ土地ハ予算上概ネ十七銭乃至二十銭ニ賃貸セシ筈ナリシガ公平ヲ期セン趣旨ニテ之ヲ公入札ニ付セシニ三十七八銭トナリタリキ而テ借主ハ此所ニ借家ヲ建テ該地代ヲ基準トシテ家賃ヲ定メタルヨリ家賃甚割高トナリ家ヲ借ル者ナク従フテ家ヲ建築スル者ナクシテ築港ハ一時寥落ヲ極メタリ若シ当地代ヲ三銭乃至五銭ニ止メタランニハ今日築港ノ繁栄ヤ蓋シ大ナルモノアリシナラン

ここからは、橋本は、新たに築港埋立地を開拓する者には、賃貸料を低くすべきとしていることが分かる。同人によれば、かつて、予算上17～20銭が妥当な賃貸料を、入札によって37～38銭に決定した結果、家賃が割高となって住宅建設が滞り、築港の繁栄が阻害されたことがあったというのであった。

最終的に、この賃貸料金は、1か月1坪7

銭～20銭に決定されるが、このほか、公入札でなく、出願者である原田商行と旭造船所を選定したことに疑義を呈し、委員に付託して、さらなる調査を求める意見もあった。次節において、この問題について見ていこう。

4-2. 情報公開方法と随意契約への批判

先の市会において、前野は「大阪市ニ於ル造船工業ノ奨励ハ本員ノ常ニ主張スル処ニシテ今回此地域ヲ造船工場用地トスルニ決シタルハ最モ喜ニ耐ヘザル処ナルガ唯此地ヲ造船地帯トスルヲ耳ニセルコト比較的晩カリシ者ノ出願多数ナル旨ヲ聞ケリ乃チ之ガ許否ヲ定ムルニ方リ十分委員ニ於テ調査ヲ遂ゲ理事者ヲシテ此ニ基テ適當ノ措置ヲナサシムル為メ之ヲ委員ニ付託セン」と述べ、情報公開の点で問題があったことに触れている（先に示した橋本の見解は、これに続いて答えたものであった¹⁵⁾。ここからは、大阪市が当該地域を造船地帯とすることを公表しており、出願が多数であったことも判明する。

また、樋口伊之助議員は、「原田氏ノ借地ハ其事業トノ関係上急速実現ヲ要スルモノナリヤ或ハ準備的場取ヲ為サントスルニ止マルカ」と質問しており、性急な判断に疑問を抱いていることを窺わせる。これに対し、直木は、「小職ノ出願者ヨリ聴ケル処ニ拠レバ出願書ノ受理ニ拠テ一日モ早く土地ヲ借受ケ成ベク速ニ事業経営ノ緒ニ就カンコトヲ欲ストノ事ニテ為メニ市トシテモ其筋ニ対スル使用許可稟請ノ手続ヲ進捗セシメザルヲ得ザルノ立場ニ在リ」と、手続き上やむを得ないと答えた¹⁶⁾。

14) 大阪市役所編（1921）346頁。

15) 大阪市役所編（1921）345～346頁。

16) 大阪市役所編（1921）346～347頁。

一方、時機を逃さず、早急に出願に応じるべきであると述べる者もいた。長谷川清治議員は、「該埋立地ハ南恩加島町地先ニ方リ狭ク且不便ノ地点ニシテ之ヲ坪二十銭ニテ貸付センニハ市ノ為メ寧ロ利益ト謂ハザルベカラズ今之ヲ委員ニ付託シ其結果借地出願ニ応ゼザルコト、モナランカー方出願者ノ感情ヲ傷害シ他方築港発展ノ資源ヲ杜塞スルノ愚ヲ見ルベシ」と原案即決説を主張した¹⁷⁾。

また、沼田嘉一郎議員も、「之ヲ委員ニ付託シ荏苒時日ヲ空過セバ今後築港埋立地ニ於テ事業経営ノ志アル者ト雖モ恐ラク逡巡決セザルニ至ルベシ惟フニ該土地賃借ノ出願ハ欧乱ノ為メ船舶ノ不足著キヨリ此機会ニ於テ造船業ヲ起シ一日モ早ク其ノ不足ヲ補充セント欲スルニ外ナラズ果シテ之ヲ理解センカ何人カ此出願ヲ斥クルノ勇アラン」と述べ、原案即決説を支持した。その後、「採決ノ結果委員付託説少数ニテ仆レ」ることとなった¹⁸⁾。

以上からは、第一次世界大戦による造船ブームに乗ろうとする事業者が逡巡することがないように、大阪市は、早急に手続きを行い、低い賃貸料で築港埋立地を貸し渡そうとしていたことが分かる。しかし、この賃貸料や公入札に関する問題は、次に見ていくように、翌月に議論が再燃する。大正6年(1917)9月には、「議案第百八十三号築港埋立地貸渡ニ関スル件」が提出される。それには、「目下使用許可稟請中」で「不日其ノ許可ヲ得ヘキ見込」である西区南恩加島町地先の築港埋立地に関して、「各工場設置ノ目的ヲ以テ賃借方願出アリタルヲ以テ其筋ノ使用許可ヲ俟テ」、

既定の賃貸条件により承諾すると記されていた。その出願人は、佐藤國一(約1万5,000坪〔4万9,500.0㎡〕・造船、修繕並びに汽機汽罐製造工場)、上撫春松外5名(約2万7,600坪〔9万1,080.0㎡〕・造船、修繕並びに鉄工々場)、岩城卯吉(約3万8,000坪〔12万5,400.0㎡〕・造船、修繕並びにこれに附帯する事業工場〔株式会社大阪造船鉄工所〕)、山本繁蔵(約1万5,800坪〔5万2,140.0㎡〕・造船及び鉄工々場)、濱岡光哲(約1万1,200坪〔3万6,960.0㎡〕・煉炭及びこれに附帯する事業工場〔朝鮮無煙炭鑛株式会社〕)、白石元治郎(約1万7,500坪〔5万7,750.0㎡〕・銅管製造、製罐その他これに関する附帯事業工事〔日本鋼管株式会社〕)で、4工場の使用目的に造船が挙げられていた¹⁹⁾。

同年10月、これらのうち、佐藤國一が申込みを取り消したが、その際、市会の中で再び、賃貸料が取り上げられ、以下のような議論を経て結論に至った²⁰⁾。すなわち、本案の賃貸料について、参事会より、1か月1坪10銭～50銭の範囲内で定める等の修正意見を添付されたが、委員会はすべて原案を可とするに決したため、これを容認せず、1坪7銭～20銭を7銭～50銭とするという修正意見を提出した。しかし、これらの土地は、旭造船所と原田商行と同等とみなされる場所であるなどとして、最終的に、原案通り1坪7銭～20銭と決定した。

この過程において、乾吉治郎議員は、「元來本員ハ大阪市ニ競争入札ノ存スル以上市有地ノ売却、貸付等ニ関シテハ之ヲ競争入札ニ付

17) 大阪市役所編(1921)347頁。

18) 大阪市役所編(1921)347-348頁。

19) 大阪市役所編(1921)522-524頁。

20) 大阪市役所編(1921)578-579、525頁。

スルヲ可トスル」という立場を示す。そして、「由来公入札ノ方法ヲ避ケ随意契約ヲ結ブ場合ハ兎角ノ風評ヲ耳ニスル次第ナルガ本問題ニ関シテモ之ヲ聞カザルニ非ズ而モ委員会ハ宛然借地人ノ鼻息ヲ伺フ底ノ腑甲斐ナキ理由ノ下ニ原案ヲ是認シ其結果輦蹙スベキ風評ヲ肯定スルカノ観ヲ呈セルハ本員ノ深く遺憾トスル処ナリ」と述べている²¹⁾。また、乾は、競争入札の反対者を、「土地賃借希望ノ工業家ハ五人乃至七人ニ過ザルニ是等少数工業家ノ困惑ヲ理由トシテ市有地賃貸ノ公入札ヲ否認セントスルモノニシテ究竟少数資産家ノ主張ニ服従スルモノト謂フベシ」と、非難している²²⁾。

この競争入札には一定の同意が得られるが、それが採用されなかったのは、大阪市が、財源の問題を抱えていたからであった。同市会において、中井隼太議員は、「築港工事施行ノ欠点ハ其財源ノ極メテ不確實ナルニアルガ故ニ理論一偏ヲ以テセバ委員会ト雖モ或ハ之ヲ廢案ト決定シタランモ之ヲ是認シタルハ乾議員ノ思惟セラレシ如ク不安ヲ感ジツ、モ当面之ヲ是認スルノ外ナシト信ジタルガ故ナラン」と述べている²³⁾。

次いで、赤田瑛一議員が、競争入札を理想としつつも随意契約を支持する理由と、前述した参事会が賃貸料を修正するとした経緯を、以下に示そう²⁴⁾。

本来築港埋立ノ貸付ニ就テハ乾議員ノ意見ノ如ク公入札ノ方法ニ依ルヲ理想トスト

モ其土地ノ広袤十数万坪ニ達シ之ニ対スル造船所其他ノ工場ノ賃借希望ハ或ハ三万坪ト云ヒ或ハ二万坪ト云フ而テ公入札ニ依ラントセバ必ズ区画ヲ定メザル可ラズ仮ニ一區画ヲ一万坪トシテ公札ニ付センセンカ此ニ三万坪ノ賃借ヲ欲スル事業家アル場合公入札ノ特質上数名ノ競争者アリ為ニ區画ノ錯雜ヲ見ルコトアランニハ該事業家ノ所要坪数ニ対シ所謂短帯長襷ノ結果ヲ呈スルガ故ニ到底之ヲ公入札ニ附ス可ラズ果テ然リトセバ随意契約ニ拠リ之ヲ賃貸スルノ外ナカルベシ

ここでは、競争入札にすれば、区画を定める必要が生じるが、希望の面積が得られなかった場合、区画が錯雑する可能性があると考えられていることが分かる。

さらに、この引用史料の直後には、出願者が1人減って5人となり、また多数の希望者の要求に応じられない状況下で、参事会が賃貸料を修正し引き上げるとしたことが示される。この中で赤田は、「茫漠タル葦原ヲ開拓シ一日モ早ク築港ノ發達ヲ遂為セン趣旨ノ下ニ実業家ノ賃借出願ヲ俟チ居タル際会マ原田、旭ノ両造船所ヨリ申出アリタル為メ参事会ハ直チニ七錢以上弍拾錢ノ範囲内ニ於テ之ニ賃貸スルコトニ同意ヲ表シタリ」と述べている。ここからは、前述した議案第百二十九号が提出された頃の状況が見て取れる。この点については、さらに渡邊碩造議員の見解を示そう²⁵⁾。

今ヨリ二年前茫漠トシテ何レノ時カ發展セ

21) 大阪市役所編 (1921) 581-582頁。

22) 大阪市役所編 (1921) 588-589頁。

23) 大阪市役所編 (1921) 584頁。

24) 大阪市役所編 (1921) 588頁。

25) 大阪市役所編 (1921) 585頁。

ント懸念ニ耐ヘザリシ是等ノ土地ニシテ欧
乱勃発ノ結果借地需要ノ機運ニ逢着セルハ
寧口倅ト云フベク賃料ニ関スル参事会ノ修
正ナキニ非ズト雖モ成ベク低廉ナル賃料ニ
テ之ヲ貸付シ以テ築港ノ繁栄ヲ計ルベシ

これによれば、渡邊は、2年前の状況から
考えると、築港埋立地の発展には懐疑的であ
り、第一次世界大戦による借地需要の高まり
を僥倖として、低い賃貸料で築港の繁栄を図
るべきと述べていることが分かる。

ここまで、主に造船地帯の造成に関して述
べてきたが、それ以前にも、築港埋立地の南
恩加島町地先における「賃借方」の出願がな
されている。以下に大正5年(1916)3月提
出の「議案第七十四号築港埋立地貸渡ニ関ス
ル件」について触れておこう。

これは、大阪市が、同町の約5,900坪(1万
9,470.0㎡)を「大阪製鉄株式会社ヨリ工場設
置ノ目的ヲ以テ賃借方願出アリタルヲ以テ其
ノ筋ノ一時使用許可ヲ俟テ」、「賃貸料ハ壱箇
月壱坪ニ付金四銭以上金八銭ノ範囲内ニ於テ
適宜定ムル」等の条件により、これを承諾す
るというものであった²⁶⁾。同議案の審議の中
で、木村巳三郎議員は、以下のように述べて
いる²⁷⁾。

目下歐洲戦争ノ為メ独逸、白耳義或ハ端西
ヨリスベキ鉄ノ輸入途絶シタルモ戦時却テ
鉄材ノ需要著シク増加シ為メニ本邦各地ニ
製鉄事業ノ勃興ヲ見ルニ至レリ此時ニ方リ
我カ大阪ニ於テモ亦製鉄事業ヲ起スコト、
ナリ築港埋立地ノ一部ヲ借受ントス而テ其

土地タル伝染病隔離所、屠畜場或ハ塵埃焼
却場等ニ近クシテ到底住宅或ハ倉庫等ノ建
築ニ適セス早晚工場地トシテ貸与スル外ナ
カルベキガ故ニ成ベク速ニ其ノ使用ヲ許可
スルヲ以テ本市及国家ノ為メ利益ナリト思
惟ス

これによれば、このような出願の背景には、
第一次世界大戦による鉄材需要の高まりに伴
う大阪市における製鉄事業の勃興があり、速
やかに築港埋立地の使用を許可することが国
家と同市の利益に寄与するとされている。ま
た、この中で、埋立地を住宅・倉庫・工場
の三つに分類し、後の都市計画用途地域制の観
点から捉えていることが分かる。

そして、木村は、「大阪製鉄株式会社ニシテ
本案ノ如ク木津川ニ沿ヘル地点ヲ借入ル能ハ
ザレバ水運ノ便ヲ欠ク為メ到底製鉄事業ヲ起
ス能ハズ」と述べている²⁸⁾。それは、同町
の埋立地の賃貸等を出願する、その他の企業に
とっても同様であったと考えられ、都市計
画的に工場用地と水運が関連付けられていた
といえよう。

4-3. 賃貸料金の柔軟な設定と売却

ここまで、大正5、6年における築港埋立
地の賃貸問題を検討してきたが、そこには、
第一次世界大戦ブームに早急に対応した側面
があり、それが過ぎた時期の状況についても
検討する必要がある。そこで、以下では、大
正11年(1922)7月の大阪市会に提出された
「議案第百五十六号築港埋立地継続貸渡ノ

26) 大阪市役所編(1919)299-300頁。

27) 大阪市役所編(1919)300・638頁、大阪市役所編(1921)766頁。

28) 大阪市役所編(1919)301頁。

件」に見られる、大阪製鉄株式会社（7,695坪9合8勺〔2万5,396.7㎡〕・製鉄工場及材料貯蔵用地）・大阪窯業株式会社（5,362坪5合〔1万7,696.3㎡〕・セメント製造附帯設備及材料貯蔵用地）・久保田権四郎（2,762坪2合5勺〔9,115.4㎡〕・諸機械及鑄物製造附帯設備及材料貯蔵用地）の場合を取り上げよう²⁹⁾。

これらが立地する西区南恩加島町の土地は、現在1坪7銭であるが、その賃貸料を1か月9銭5厘（5年ごとに相当増額する、期間は大正11年6月12日から同26年6月11日まで）と計上している根拠と、堀川監獄跡の敷地料金坪5、60銭との差があまりに大きい理由を問われた直木は、次のように答えている³⁰⁾。

此ノ土地ハ非常ニ僻遠ニシテ其ノ開拓容易ナラサルタメ坪五銭トシ次テ七銭ニ引上タルカ此ノ時ノ景気ハ五年ノ契約満了セハ返地セント云フ如キ状態ナリシカ究竟自己ノ手ニ於テ諸般ノ設備ヲ施シタル関係上止ムナク引続キ賃借セサルヲ得サリシナリ今ヤ附近地ノ発達ニ鑑ミ市ハ相当ノ値上ヲ為サント欲スルモ値上ヲ為セハ皆返地セン形勢ナリ而モ最近市会ノ議決ヲ経テ十二銭ニ貸付ケ居レル所アルカ借地人ノ事情ヲモ省察シ十二銭ニ七銭ヲ加ヘニヲ以テ除シ九銭五厘トシタリ又監獄跡ノ賃料ノ高キハ全ク交通ノ関係ニシテ本案ノ土地モ其ノ両側カ相当繁昌ヲ見ルニ至ラハ漸次六十銭ニ引上ルモ敢テ困難ナラサルヘシ

これによれば、本案の土地は、僻地で開拓

が容易でなかったため、最初は賃貸料を坪5銭とし、次いで7銭に引き上げた。現在の付近の発展を鑑みれば、大阪市会で12銭という議決が出た場所もあり、同市としては値上げをしたいところである。しかし、借主は、種々の設備を施した関係上止むを得ず賃貸を継続し値上げをすれば返地する状況であるため、12銭と7銭の平均の9銭5厘とした。また、監獄跡の賃料は交通の関係によるもので、本案の土地もその両側が発展すれば、それを引き上げることも難しくないとのことであった。

ここからは、直木が、産業の維持・発展を図りつつ、柔軟に賃貸料を設定且つ変更し港湾経営に腐心していたことが読み取れる。

しかし、同年7月の市会において金澤は、「従来築港ノ土地ニ就テハ賃貸ノ方針ヲ決定シ居レルカ一旦之ヲ低廉ニ貸付ルトキハ之カ賃料ヲ引上ルハ甚困難ナルノミナラス将来都市計画其他ノ新事業ヲ遂行セサル可ラサルカ故ニ適当ノ時機ニ於テ或程度マテ之ヲ売却シ以テ市ノ財源ノ基礎ト為スヲ得策トセン希望トシテ此ニ一言ス」と述べている³¹⁾。

第2章冒頭の大正10年（1921）の新聞記事において、直木は、大阪市は築港埋立地を売却しなかったとしていた。これによれば、直木の港湾部長在任中の同11年7月には、賃貸料の引き上げの困難と、都市計画事業等の財源の基礎とするという理由から、売却の提案が出されていたことが分かる。その後、昭和4

29) 大阪市役所編（1925）516-517頁。

30) 大阪市役所編（1925）517頁。

31) 大阪市役所編（1925）519-520・832頁。

32) 大阪市役所港湾部編（1929b）14頁。築港工事が終了し、内務省から既成埋立地もおおよそ交付されたので、昭和4年（1929）3月大阪市は、既定工事費財源に充当するために築港埋立地を売却したが、売却は同4年度から8年度までに4万4,800坪（14万7,840.0㎡）について実施された。また、大正13年（1924）借地法の実施に関連して埋立地の管理を統一する必要から、従来の埋立地貸与規程にかえて、同年7月築港埋立地管理規程が定められ、賃貸借は競争入札により、賃貸料1坪1か月当たり15円以上、貸与期間30年以内とすることなどが規定された。これに先立つ同年2月の市会の議決で、賃貸料の最低限度も定められた（大阪市港湾局編（1961）291、293-294頁）。

年(1929)には、「竣成したる埋立地の一部は離権したるも、其の大部分は市有として存し、主として低率にて賃貸し利用せしめつゝあり、其の未使用地域も夫々需に応じ売却又は賃貸しつゝあり、且又売却に付ては代金年賦払其の他の特典を供与しつゝあり」とされ³²⁾、売却がなされるようになっていた。

5. 新千歳町地先埋立地の貸与

5-1. 福町における水運の維持

ここまで、主に、南方埋立地の南恩加島町における築港埋立地の貸渡しについて検討してきた。それには、直木が港湾部長として、中心的役割を果たしていたことが分かったが、同人は、以下に述べる、新千歳町地先埋立地³³⁾における問題に関しても解決策を示してきた。次に、大正10年(1921)12月に提出された「議案第三百十五号築港埋立地賃貸ノ件」について見ていこう。これは、出願人の伊藤勇次郎が、築港埋立地の西区福町2丁目における1,719坪(5,672.7㎡)の土地を「製材並製函工場敷地」として使用する目的で、賃貸を申し込み、大阪市が、「賃貸期間ハ契約締結ノ日ヨリ式拾箇年」、「賃貸料ハ壺箇月壺坪ニ付金拾八銭トシ五箇年毎ニ市長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ之ヲ建増スル」等の条件を以て、承諾するというものであった。

但し、これには、その後の審議において、以下に示すように、水運の便を阻害しないことも条件に付されることになった。この点に

関して、沼田は、「由来製材工場ノ実況ハ河川ノ大部ヲ材木ニテ雍塞シ舟楫ノ便ヲ阻碍スル状態ニアリ今此出願ヲ聴許センニハ市カ多大ノ費用ヲ投シテ掘鑿シタル福町堀ノ八十八間ノ運河ハ為メニ閉塞セラレ舟行ノ便ヲ失フ虞ナキヲ保セス従来材木業者ハ罰金ヲ科セラル、モ毫モ悛メサル弊風アリ此点ニ就キ理事者ノ意見ヲ聴クヲ得ン」と述べている。

これに対し、直木は、「福町堀ハ二十間ノ幅ヲ有スルカ故ニ中央ノ十間ヲ一般ノ航路ニ充テ左右ノ五間宛ヲ兩岸ノ工場製材所ノ利用ニ任スルノ趣旨ヲ励行セシメ十分ナル取締ノ下ニ貸与センニハ支障ナカラント思惟ス本案ノ賃借人ニ関シテハ其旨ヲ契約文ニ明記シ十分ノ取締ヲ行ハント欲ス」と答え、原案に確定した³⁴⁾。

ここには、直木が、埋立地貸与の前提として取締りにも言及していることが示されている。すなわち、大阪市は、単に出願に許可を与えるだけでなく、港内規則を遵守させ水運を維持することで良好な輸送環境を提供し、大阪港の発展にも努めていたのであった。

この福町堀周辺は住宅、工場と区画されていたが、以下に述べる、大正14年(1925)10月に提出された「議案第二百五十九号築港埋立地賃貸ノ件」³⁵⁾を見ると、両者は完全に分離されていたわけではなかったことが分かる。これは、小島友吉が、築港埋立地の港区福町2丁目40番地の880坪7号5勺(2,906.5㎡)における土地を「コークス製造工場並ニ附属舎宅及浴場」として使用する目的で、賃貸料

33) 南方埋立地、新千歳町埋立地に属する町名については、伊藤(2020)47・50頁を参照。

34) 大阪市役所編(1924)993・1010頁。

35) 大阪市役所編(1926)738-739頁。

36) 大阪市役所編(1926)816頁。

1 か月 1 坪につき 25 銭、賃貸期間 20 年で賃借するという議案であった。その後、この議案は、「福町堀ニ面スル方ニハ工場ヲ立テ町ニ面スル方ニハ職工住宅ヲ建ントノヲニテ之モ亦適当ト認メ原案ヲ可決セリ」ということになった³⁶⁾。これによれば、大阪市は、福町堀周辺の工場には、水運に留意するとともに、労働者の住宅等を適切に配置するという都市計画的観点から、土地の貸渡しを許可していたのであった。

5-2. 鶴浜通における冷蔵庫の許可

また、鶴浜通の土地には、生鮮食料品の冷蔵庫に関する「議案第二百四号築港埋立地賃貸ノ件」が、大正 11 年（1922）9 月に提出されている。これは、森本六兵衛と豊崎昌三郎が、「鮮魚、野菜其ノ他食料品ノ保管ヲ目的トスル冷蔵庫製氷其ノ他之ニ附帯スル事業」を使用目的とし、築港埋立地の西区鶴浜通 1 丁目における約 3,800 坪（1 万 2,540.0m²）の土地を申し出て、大阪市が「賃貸期間参拾箇年」、「賃貸料ハ壹ヶ月壹坪ニ付金貳拾銭トシ五箇年毎ニ附近地ノ状況ヲ参酌シ相当増額スルモノトス」という条件で承諾するというものであった。

これに関して、直木は、「本案ノ土地ハ築港鶴浜通ニ於テ一部貿易地帯ニ属スルモノ」であるが、「築港ノ貿易地帯ハ倉庫業者ニ貸与スルコトニ決シ居レルノミナラス海外ノ実況ニ徴スルモ冷蔵倉庫設置ハ貿易地帯ニ最モ適当セル事業」であると述べる。それに対して、沼田は、「外国ノ貿易地帯ニ於ル冷蔵庫モ亦主

トシテ鮮魚、野菜ノ類ヲ貯蔵スルヤ」と質問し、直木は、「所謂貿易地帯ヲ爾ク窮屈ニ解釈スル要ナカルヘク鮮魚、野菜其他ノ食料品ハ海外特ニ支那、朝鮮方面ヨリ盛ニ大阪へ移輸入シ居レリ」と答え、原案通りに確定した³⁷⁾。

ここにおいても、直木が築港埋立地の貸与に主導的役割を果たし、大阪市は築港の貿易地帯の土地利用を、生鮮食料品の冷蔵庫にも適用し、柔軟に対応していたことが見て取れる。

さらに、同月には、「議案第二百三十七号築港埋立地賃貸ニ関スル件」が提出され、先の 1.5 倍の規模の土地が、原案通りに確定する。これは、葛原猪平が、築港埋立地の西区鶴浜通 2 丁目における約 5,400 坪（1 万 7,820.0m²）を、「鮮魚冷蔵荷捌ノ為メ冷蔵庫設置其ノ他之ニ附帯スル事業用地」として使用する目的で申し出たものであった（賃貸条件は、先の議案第二百四号と同じ）³⁸⁾。

これらから、新千歳町地先埋立地の貸与も、主に直木の判断等に基づいて行われており、関連性のある産業の誘致や配置がなされていたといえる。

6. おわりに

最後に、以上の内容を、大正期に大阪市が大阪港発展のために築港埋立地にいかなる産業を誘致しようとしていたのかという点を中心に整理しておく。

まず、大正 6 年（1917）7 月には、同市は、新千歳町地先埋立地を工場地帯に、また木津

37) 大阪市役所編（1925）616-617・832頁。

38) 大阪市役所編（1925）666-667頁。

川左岸埋立地の陸軍用地の残余を造船地帯にする計画を策定していたことが判明した。次いで、同年8月の状況を取り上げた。それによれば、大阪市は、築港埋立地の南恩加島町地先に造船業による「大工業地」を造成する計画等を立てており、第一次世界大戦期には、同市は、特に造船業を誘致しようとしていたことが分かる。これについては、情報公開や貸渡し方法等について様々な議論があった。そのような中でも、築港公債償還の財源等に不安を抱える同市は、第一次世界大戦による借地需要の高まりを僥倖とし、また造船ブームに乗ろうとする原田商行・旭造船といった企業による埋立地貸渡しの出願という好機を逸することがないように、競争入札を理想としつつも、随意契約によって、早急に手続きを行うとともに低い賃貸料で築港埋立地を貸し渡していた。また、その前年には、同市は、大阪製鉄に南恩加島町地先の貸渡しを承諾したが、これには、第一次世界大戦による製鉄事業の勃興への速やかな対応が国家と同市の発展に寄与するためとされていた。

これらの背景には第一次世界大戦ブームがあるため、それが去った大正11年（1922）の状況についても検討すると、大阪市は、柔軟に賃貸料を設定且つ変更し、産業の誘致・発展を図っていたことが読み取れた。

すなわち、大阪市は、単に、産業を適切に配置して秩序ある土地利用を遂行しようとしてだけでなく、柔軟に賃貸料を設定して企業の誘致とその発展を促し、大阪港ひいては大阪市の発展を企図していたのであった。そのなかで、同市港湾部長の直木倫太郎は、船舶修繕の船渠建造を重視し事業計画等も審査したうえで、造船業者に築港埋立地の使用

許可を与え、その修繕能力を活用して港湾機能を強化しようともしていたことが判明した。

【参考文献】

- 伊藤敏雄（2020）「大正・昭和初期における大阪築港埋立地の土地利用と水運」『現代社会研究』（京都女子大学現代社会学部）第22号。
- 大阪市港湾局編（1961）『大阪港史 第二巻』大阪市港湾局。
- 大阪市港湾局編（1997）『大阪築港100年 海からのまちづくり 上巻』大阪市港湾局。
- 大阪市役所編（1919）『大阪市会史 第一一巻』大阪市役所。
- 大阪市役所編（1921）『大阪市会史 第一二巻』大阪市役所。
- 大阪市役所編（1924）『大阪市会史 第一六巻』大阪市役所。
- 大阪市役所編（1925）『大阪市会史 第一七巻』大阪市役所。
- 大阪市役所編（1926）『大阪市会史 第二〇巻』大阪市役所。
- 大阪市役所港湾部編（1929a）『大阪築港工事概要』大阪市役所港湾部。
- 大阪市役所港湾部編（1929b）『大阪港』大阪市役所港湾部。
- 神戸大学経済経営研究所新聞記事文庫（1917）、港湾（3-070）、「大阪築港計画 陸軍省用地決定」『大阪時事新報』大正6年7月4日。
- 神戸大学経済経営研究所新聞記事文庫（1921）、都市（8-004）、「海の都市計画（一～四）」『大阪時事新報』大正10年1月2日～1月5日。
- 沢井実（2013）『近代大阪の産業発展——集積と多様性が育んだもの』有斐閣。
- 直木力（1980）『燕洋遺稿集（再版）』直木力。